

派遣労働

改正法が10月1日に施行へ

TOPICS

3

厚生労働省の労働政策審議会職業安

定分科会が七月五日開かれ、労働者派遣法改正法に係る、施行期日を定める政令案要綱と改正政省令案要綱に加え、日雇派遣指針、派遣元指針、派遣先指針の改正告示案要綱の計六本にわたる同省案を、同分科会労働力需給制度部会の報告（六月二十七日）通り、おおむね妥当と了承した。了承された政令案要綱により、同法は本年一〇月一日から施行される見通しとなった（ただし、国会での審議修正に基づき、労働契約申込みみなし制度の施行日は、法の施行から三年経過後となる）。

派遣労働者の保護を明記

労働者派遣法改正法は、法律の名称に「派遣労働者の保護」を明記するとともに、その目的にも「派遣労働者の保護・雇用の安定」を明記し、本年三月に成立した。同法は、新たに①日雇派遣（日々または三〇日以内の期間を定めて雇用）の原則禁止②グループ企業内派遣の八割規制③離職後一年以内の受入れ禁止④いわゆるマージン率等の情報公開の義務化⑤労働者派遣契約解除時の派遣元・派遣先における新たな就業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用負担等の措置の義務化⑥派遣元事業主に一定の有期雇用の派遣労働者につき無期雇用への転換推進

措置の義務化——を規定した。

また、⑦雇入れ等の際に派遣労働者に対して一人当たり派遣料金を明示する⑧派遣労働者の賃金等決定に当たり、同種の業務に従事する派遣先労働者との均衡を考慮する⑨違法派遣の場合、派遣先が違法と知りながら受入れている場合には派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす⑩処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備する——ことなどが盛り込まれた。その後、「公布から六カ月以内に政令で定める」とされた施行に向け、「政省令で定める」とされていた詳細事項等をめぐる検討が進められてきた。

一七・五業務が日雇派遣禁止の例外に

改正政省令案要綱等で規定された内容を詳しくみると、①「日雇派遣の原則禁止」は、同法で「適正な雇用管理に支障を及ぼす恐れがないと認められる業務として政令で定める業務」を例外にするとしたが、政令案要綱ではこれを「専門二六業務のうち第一〜二号、第五〜一三号、第一六号（のうち建築物または博覧会場における来訪者の受付または案内の業務に限る）、第一七〜二〇号、第二三号、第二五号」のいわゆる一七・五業務とした。これによ

り日雇派遣が原則禁止されるのは、放送機器等操作（第三号）、建築物清掃（第一四号）、建築設備運転・点検・整備（第一五号）、駐車場管理等（第一六号）、テレマーケティング（第二四号）などとなる。

また、同法は国会審議による修正で、日雇派遣禁止の例外として「雇用機会の確保が特に困難な場合」も追加したが、政令案要綱ではこれを、「日雇派遣労働者が（一）高齢者（六〇歳以上）（二）昼間学生（雇用保険法の適用を受けない学生）（三）生業収入が五〇〇万円以上で日雇派遣に副業として従事する者（四）主たる生計者でなく世帯収入が五〇〇万円以上である場合」とした。さらに、「派遣元事業主が日雇派遣労働者を雇入れようとする時は、当該労働者が従事する業務が、こうした例外に該当しているかどうか確認すること」とした。

関連して、派遣元事業主に対して、「日雇派遣労働者が従事する具体的な業務内容について派遣先から確実に聴取したうえで、当該業務内容に即した安全衛生教育を行うこと」や、「日雇派遣労働者が労働安全衛生法第五九条第三項の危険有害業務に従事する場合には、派遣先が危険有害業務就業時の安全衛生教育を確実に行ったか確認すること」を求めた（日雇派遣指針事項）。

また、派遣先に対しても、「派遣元事業主が日雇派遣労働者に対する雇入れ時の安全衛生教育を適切に行えるよう、日雇派遣労働者が従事する具体的な業務内容を、派遣元事業主に積極的に提供すること」や「派遣元事業主に日雇派遣労働者に対する雇入れ時安全衛生教育を確実に行ったか確認すること」を求め、双方からのチェック規定を置いた（同）。

グループ企業内の考え方は親会社と連結子会社で

一方、②「グループ企業内派遣の八割規制」をめぐっては、グループ内企業（関係派遣先の考え方（省令事項））について、「連結決算を導入している」場合は「派遣元事業主の親会社」と「親会社の連結子会社」、「連結決算を導入していない」場合は「派遣元事業主の親会社等」と「親会社等の子会社等」——とした。そのうえで、「派遣元事業主の親会社等」については、（一）議決権の過半数所有者（二）資本金の過半数出資者（三）これらと同等の支配力を有する者としている（親会社等と子会社等の関係についても同様）。

また、派遣割合（省令事項）については、「事業年度における、派遣元事業主が雇用する派遣労働者（六〇歳以上の定年退職者を除く）の関係派遣先の派遣就業に係る総労働時間を、その事業年度における、当該派遣元事業主が雇用するすべての派遣労働者の派遣就業に係る総労働時間で除して得た割

合」とした。さらに、派遣元事業主が厚生労働大臣に報告しなければならぬ(同法)とした。関係派遣先への派遣割合の報告については、「毎事業年度の終了後三カ月が経過するまでの間」に行うとした(省令事項)。

一方、同法で「派遣先は派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるとき、離職から一年を経過する日までは、雇用の継続等を図る必要があると認められる省令で定める者を除き、労働者派遣の役務の提供を受けてはならない」とし、また「派遣元事業主もこれに抵触する労働者派遣を行ってはならない」としている。③「離職後一年以内の受入れ禁止」をめぐっては、その例外を「六〇歳以上の定年退職者」とした。また、この規定に抵触する場合の派遣元事業主への通知は、「書面の交付」フアクシミリまたは電子メールの送信により行う」とした。

無期転換措置は通算一年以上雇用と登録状態も対象に

④「いわゆるマージン率(派遣料金と派遣労働者賃金の差額の派遣料金に占める割合)等の情報公開」では、「労働者派遣に関する料金の平均額」「派遣労働者の賃金の平均額」及び「その他労働者派遣事業の業務に関する参考になると認められる事項」について情報提供すべきとした(省令事項)。また、その方法は、「事業所への書類の備付け」「インターネットの利用その他適切な方法で行う」とした。マージン率の算定方法については、「前事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所ごとの、労働者派遣に関する料金の平均額から、

派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を、当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合(小数点以下一位未満の端数は四捨五入)」とし、ただし「当該事業所が労働者派遣事業を行う他の事業所と一体的な経営を行っている場合には、その範囲内で算定することを妨げない」とした(省令事項)。

一方、⑥「一定の有期雇用派遣労働者の無期雇用への転換推進措置」をめぐっては、転換推進措置の対象者(省令事項)を「派遣元事業主に雇用された期間が通算して一年以上」である、「期間を定めて雇用される派遣労働者」と「派遣労働者として有期雇用しようとする(登録型派遣の場合の登録状態にある)労働者」とした。また、転換推進措置を講じる際には(派遣元指針事項)、該当する派遣労働者等に対し「労働契約の締結、更新等の機会や電子メールを活用するなどし、同措置を受けるかどうか等につき希望を把握するよう努める」とした。

⑦「派遣労働者に対する派遣料金の明示」では、「当該労働者の労働者派遣に関する料金額」か「当該労働者の派遣を行う事業所における、労働者派遣に関する料金の平均額」のいずれかとし、その明示は「書面の交付、フアクシミリまたは電子メールの送信により行う」とした(省令事項)。

均衡待遇の確保は派遣元・先双方で

⑧「均衡待遇の確保」については、派遣元事業主に対して、「派遣労働者の賃金決定に当たり、同種の業務に従事

する派遣先労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ、派遣労働者と同種業務に従事する一般労働者の賃金水準や、派遣労働者の職務の内容等を勘案するよう努める」ことを求め、また、「派遣労働者の職務の成果等に応じた適切な賃金決定に努める」とした(派遣元指針事項)。なお、「派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先労働者の賃金水準との均衡を考慮した結果のみをもって、当該派遣労働者の賃金を従前より引き下げるような取扱いが法の趣旨を踏まえた対応とは言えないこと」も明記した(同)。

一方、派遣先事業主に対しても、「派遣元事業主の求めに応じ、派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先労働者の賃金水準、教育訓練等に関する情報を提供するよう努める」とし、また、「派遣元事業主が派遣労働者の職務の成果等に応じた適切な賃金決定できるように、派遣元事業主からの求めに応じ、派遣労働者の職務の評価等に協力するよう努める」ことも求めている(派遣先指針事項)。

このほか、同法が派遣元事業主に対して、派遣労働者として雇用しようとする際に説明しなければならないとした事項については、「当該労働者の賃金見込みその他待遇に関する事項」と「事業運営に関する事項」「労働者派遣に関する制度の概要」とし、その説明は「書面の交付、フアクシミリ、電子メールの送信その他適切な方法で行う(ただし賃金見込みの説明は書面、フアクシミリ、電子メールのいずれか)」とした(省令事項)。

(調査・解析部)

Japanese Working Life Profile 2011/2012

—Labor Statistics

学校卒業から職業生活の終わりまで、日本の労働者の生活をわかりやすく提示した英文統計集。すべて公的な統計を使用し、労働市場、賃金、労働時間、労使関係、社会保障などを網羅しています。(主な項目は日本語訳付き)

contents	I. 国民経済の状況	II. 人口・労働力	III. 雇用
	IV. 労働移動・失業	V. 労働条件(賃金・労働時間・その他)	VI. 教育・能力開発
	VII. 労使関係	VIII. 勤労者生活	IX. 社会保障



労働政策研究・研修機構[編] 92頁 2011年12月刊 ISBN978-4-538-75011-8

定価: 1,050円(税込)

(ご注文・お問い合わせ先) 独立行政法人 労働政策研究・研修機構(JILPT) 成果普及課
〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23 Tel:03(5903)6263 Fax:03(5903)6115 E-mail:book@jil.go.jp